

令和7年度当初予算・令和6年度補正予算関連 施策説明会

令和7年3月14日

近畿経済産業局

目次

1. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 P3
2. 中小企業成長加速化補助金 P7
3. 中小企業新事業進出補助金 P11
4. 中小企業省力化投資補助金 P13
5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金） P20
6. IT導入補助金 P22
7. 小規模事業者持続化補助金 P25
8. 省エネ補助金 P29
9. 経営力向上計画/中小企業経営強化税制 P33
10. 経済安全保障の観点からの技術流出対策について P37

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 令和5年度の経済対策において、**中堅・中小企業の持続的賃上げを伴う大規模成長投資を促進する補助制度を創設**。計194件を採択（採択倍率は約7倍）し、投資後3年間の平均賃上げ率は、15%以上。
- 令和6年度補正予算において、**新規公募分として、3年・3,000億円の追加予算を計上**。

事業概要

予算額

国庫債務負担行為含む総額

3,000億円（既採択分）+ **3,000億円**（新規公募分）

（令和5年度補正予算額1,000億円、令和6年度補正予算額1,400億円）

事業スキーム

中堅企業等が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援

補助上限 **50億円**（補助率 **1/3以下**）

※10億円以上の投資、地域別の最低賃金の伸び率を超える賃上げ等が要件

※対象経費は、建物（拠点新設・増築）、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

公募・採択結果（1・2次公募）

- 採択社数：**194者**（採択倍率約7倍）
（うち**95%以上が東京以外での事業実施**）
- 投資後3年間の平均賃上げ率：**+15.8%**（+5%/年）
- 平均投資額：**50億円**

採択企業例

株式会社フクシマガリレイ

- 大阪府、従業員1938名
- 食需要が広がるアジアを念頭に、冷凍冷蔵ショーケースの新工場を建設。
- 令和8年の事業完了後、3年間で9.2%の賃上げにコミット。

西部技研株式会社

- 福岡県、従業員数348名
- 主力事業である除湿機事業を強化。コア部品である除湿ロータの生産設備を増設。
- 令和9年の事業完了後、3年間で約17.5%の賃上げにコミット。

アオイ電子株式会社

- 香川県、従業員1696名
- EV部品向けのパワー半導体の量産のための生産ラインを構築。
- 令和8年の事業完了後、3年間で9.4%の賃上げにコミット。

株式会社アイ・テック

- 静岡県、従業員数597名
- 岩手県に生産工場を新設。その際、工場ラインの全自動化も実施し、生産性を4割以上向上。
- 令和7年の事業完了後、3年間で約26%の賃上げにコミット。

審査基準

- 成長投資計画書等の書面審査及び申請者（経営者等）によるプレゼンテーション審査を行います。
- それぞれの審査においては、以下ポイントを中心に審査を行います。

1 **経営力**

- 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながるが見込まれるか。

2 **先進性・成長性**

- 補助事業により、労働生産性の抜本的な向上が図られ、当該事業における人手不足の状況が改善される取組か。

3 **地域への波及効果**

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、**地域への波及効果が見込まれる取組**か。
※「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点を行います。

4 **大規模投資・費用対効果**

- 補助金額に対して、既存事業とのシナジー効果等により生み出される付加価値額や売上高・賃金の増加分が相対的に大きな取組か。

5 **実現可能性**

- 政策目的に合致した取組であり、かつ、**補助事業に必要な資金・体制等が十分に確保**されているか。
※「金融機関による確認書」を提出のうえ、確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席した場合に加点を行います。

※詳細は公募要領をご参照ください

（参考）1次公募・2次公募全体における各種指標の中央値（採択者、申請者全体）

| | | 採択者 (n=194) | 申請者全体 (n=1341) |
|--|--------------------------|----------------|-------------------|
| ①経営力 | | | |
| 1 | 全社年平均売上高成長率 *1 | 11%/年 | 8%/年 |
| 2 | 全社売上高増加額 *1 | +48.5億円 | +20.9億円 |
| 3 | 全社売上高に対する補助事業売上高の割合 *2 | 82% | 65% |
| ②先進性・成長性 | | | |
| 4 | 補助事業年平均売上高成長率 *3 | 17%/年 | 11%/年 |
| 5 | 補助事業売上高増加額 *3 | +41.2億円 | +16.2億円 |
| 6 | 補助事業年平均労働生産性の伸び *3 | 17%/年 | 14%/年 |
| 7 | 補助事業付加価値増加額 *3 | +15.8億円 | +6.6億円 |
| ③地域への波及効果 | | | |
| ※地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言に対して加点措置 | | | |
| 8 | 年平均従業員目標賃上げ率 *3 | 5.0%/年 | 4.2%/年 |
| 9 | 従業員給与支給総額の増加額 *3 | +2.6億円 | +1.1億円 |
| 10 | 年平均役員目標賃上げ率 *3,4 | 4.8%/年 | 4.0%/年 |
| 11 | 役員給与支給総額の増加額 *3,4 | +0.05億円 | +0.03億円 |
| ④大規模投資・費用対効果 | | | |
| 12 | 全社売上高に対する投資額割合 *5 | 42% | 48% |
| 13 | 補助金額に対する補助事業付加価値増加額割合 *3 | 136% | 81% |
| ⑤実現可能性 | | | |
| ※金融機関による確認書の提出・担当者のプレゼンテーション同席に対して加点措置 | | | |
| 14 | ローカルベンチマークの得点 | 22点 | 22点 |

※ 各数値は対象企業の中央値（各指標を降順に並べた時の、ちょうど中央の値）を使用している。

*1 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の前年と事業化報告3年目の数値を比較した率および額 *2 事業化3年目における水準

*3 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*4 役員目標賃上げ率を設定している事業者のみの平均値 *5 最新決算期の全社売上高に対する補助事業投資額の割合

スケジュール

- 3月10日(月)：3次公募 開始 ※公募様式は3月17日(月)に公表予定です。
- 4月28日(月) 17:00（厳守）：3次公募 締切

※ 資料提出後、公募締め切り前に資料を再提出したい場合は、**必ず事前に事務局サポートセンターへ問い合わせた上で、所定の手続により再提出してください。**

（事前の事務局への連絡が無い場合は、**最初に提出された書類をもって審査いたします。**）

※ **公募締め切り日の5営業日前**までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式のエラーの有無を事務局が確認し、不備が発覚した場合にはご連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、**お早めのご申請をお願いいたします。**

- 6月上中旬頃：プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
- 6月下旬頃：採択発表（以降順次、交付決定）

※ 3次公募のサポートセンターは公募開始に合わせて開設予定です。本事業に関する個別のお問い合わせについては、3次公募のサポートセンターの開設後にお問い合わせください。

※ よくあるご質問については、事務局ホームページにFAQを設置する予定です。

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。
最新の情報は、[補助金事務局のホームページ](#)をご確認ください。

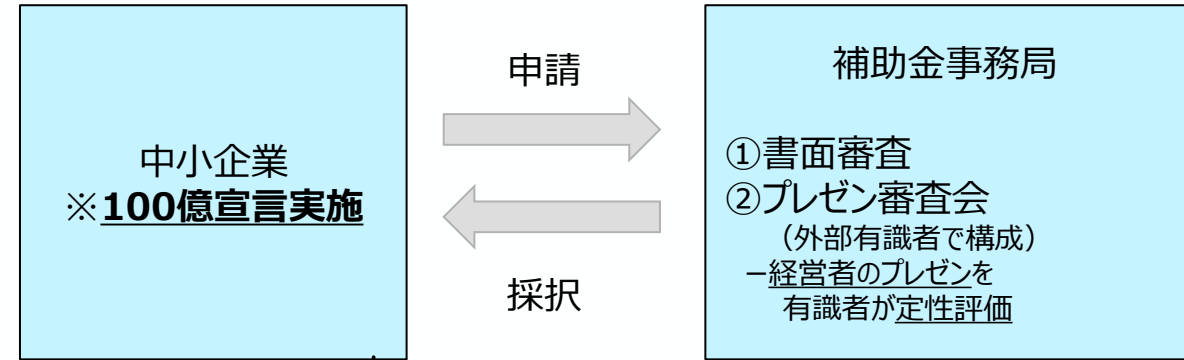
中小企業成長加速化補助金


- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援**します。

【概要】

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 1 補助上限 | 5億円（補助率1/2） |
| 2 事業期間 | 交付決定日から24か月以内 |
| 3 対象者 | 売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満 |
| 4 要件 | ① 「 売上高100億宣言 」を行っていること ② 投資額1億円以上 ③ 賃上げ など |
| 5 対象経費 | 建物費、機械装置費、外注費 等 |
| 6 その他 | 補助事業完了後、完了報告に基づき、事後評価を実施いたします |

【申請の流れ】 



【申請のポイント(例)】 

- 経営力**：経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながるが見込まれるか。外部・内部環境の認識（市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等）を踏まえた事業戦略となっているか。（売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率 等）
- 波及効果**：産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。賃上げへの取組、適切な取引姿勢、女性が活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。（賃上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等）
- 実現可能性**：迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。（ローカルベンチマーク、金融機関の審査への同席 等）

3月に公募要領公表。申請受付開始は5月頃。

現時点の詳細はこちら→





工場、物流拠点
などの新設・増築



量産体制構築に
向けた設備の導入



DX推進に向けた
情報システムの構築

「100億宣言」について ～ 「売上高100億円を目指す！」 その「挑戦」を宣言しませんか？ ～

【企業が宣言に記載する内容】

①企業概要

②企業理念・経営者の意気込み

－宣言を行う経営者・代表的な社員のコメントを記載。

③売上高100億円実現の目標と課題

－100億円を目指していくことを表明。成長への動機付けや、地域経済に対するコミットメント

④売上高100億円に向けた具体的な措置（取組）

－目標達成に向けた課題や戦略などを記載。

【宣言のメリット】

✓ 宣言取得による補助金等の活用

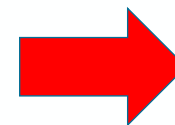
- 成長加速化補助金
- 経営強化税制の拡充措置 など

✓ 経営者ネットワークへの参加

- 宣言を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて繋がれるネットワークを構築。

✓ 宣言の公式ロゴマーク活用による自社PR

※商標登録出願中



**各社の宣言内容を、ポータルサイト上で公表。
令和7年5月頃開設予定**

※宣言できる企業は、売上高10億円～100億円未満の中小企業です。

（参考）100億宣言の記載例

100億宣言 株式会社 百億電機（製造業） 例



主力商品 家電製造

- 本社所在地：大阪府XX区
- 事業概要：大手家電メーカーのOEM製造およびスマート家電の自社製品の製造・販売
- 従業員数：54名（2024年3月期）
- 現在の売上高：60億円（2024年3月期）
- 法人番号：1111111111
- 登録番号：〇〇
- Web：https://〇〇

企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ



代表取締役社長 百億 製造

豊かなカーボンニュートラル社会の実現

百億電機は家電を通じ、ヒトの意図を察して家電が便利に連携する豊かな暮らしを実現し、出力やOn/Offをコントロールすることで社会全体が無理なくカーボンニュートラルに向かう世界を目指します。工場環境整備や従業員の待遇改善に投資していくことで、仲間である社員を大事にしながらビジョンを達成したいと考えています。

売上高100億円実現の目標と課題

実現目標

2030年の売上高達成に向け、OEM製造の堅実な成長とともに、自社製品販売で年率20%程度の成長を目指す。



課題

- ・デザイン性の高い自社企画製品の設計・生産
- ・スマートホーム標準規格への準拠や連携機能の強化に向けたシステム開発力の強化
- ・海外、特に韓国/台湾エリアの市場開拓

売上高100億円実現に向けた具体的措置

目指す成長手段

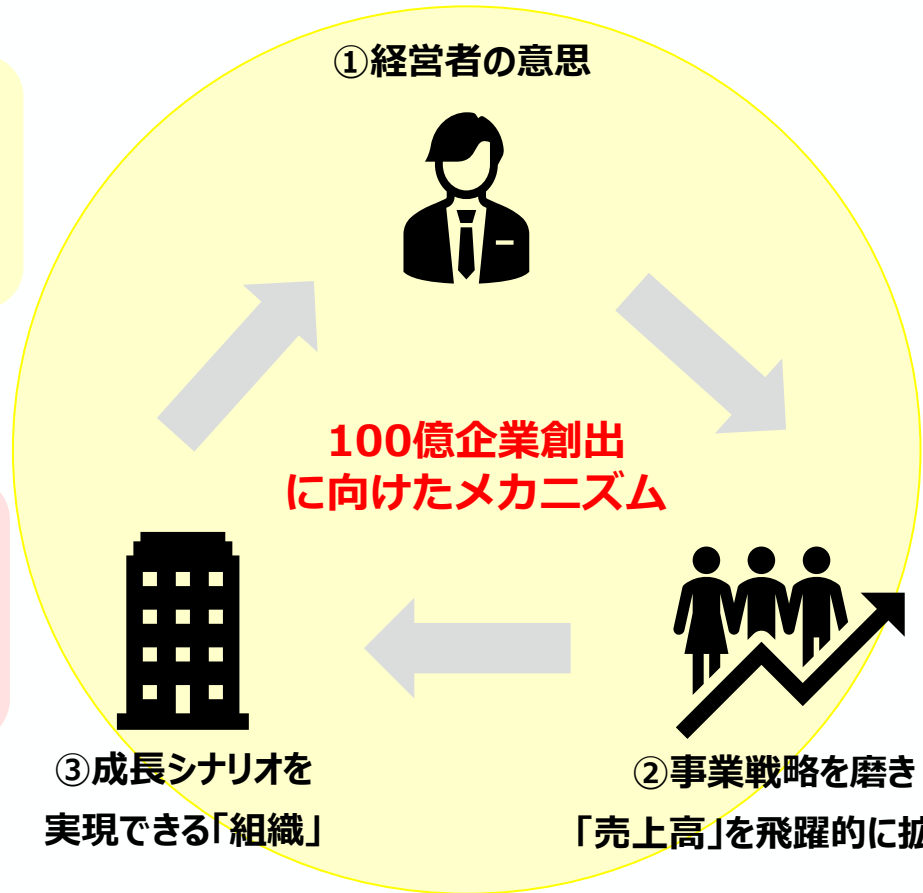
- ・企画におけるUXデザインやサービスデザイン手法の導入
- ・設備投資による自社企画製品の製造ライン拡大
- ・スマートホーム関連開発の内製化
- ・韓国/台湾への展示会出展や卸との協業による販売先開拓

実施体制

- ・社長直轄でのUX部署、ソフトウェア部署の立ち上げと、チ部署長級人材を新規に雇用(25年内目標)
- ・東南アジア向け越境EC企業やジョグテックを活用した海外販売パートナーシップの拡大
- ・深圳への新たなR&Dや製造体制の立ち上げ

※本宣言は企業自身はその責任において売上高100億円を目指して、自社の取組を進める旨を宣言するものです

「100億企業」を創出するメカニズムの構築



機運醸成

- 経営者の「気づき」のきっかけ(戦略的広報)
- 「100億宣言」による波及的拡大

「経営力」の向上

- 気づきやシナジーを生むネットワーキング
- 経営者向け研修 など

「組織づくり」

- 急成長を支える人材確保(社長の右腕)
- 組織システムの高度化(CXO機能等)

成長投資の後押し

- 中小企業成長加速化補助金
- 経営力強化税制の拡充
※租特法が成立した場合
- リスクマネー供給 など

③成長シナリオを実現できる「組織」

②事業戦略を磨き「売上高」を飛躍的に拡大

中小企業新事業進出促進事業 1,500億円

(中小企業省力化投資補助事業を再編)

事業の内容

事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

事業概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援。

基本要件

基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦
 - ※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
- 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、
又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
- 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

補助上限、補助率等

補助上限

| | |
|-------------|-------------------|
| 従業員数20人以下 | 2,500万円 (3,000万円) |
| 従業員数21~50人 | 4,000万円 (5,000万円) |
| 従業員数51~100人 | 5,500万円 (7,000万円) |
| 従業員数101人以上 | 7,000万円 (9,000万円) |

※補助下限750万円
 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率

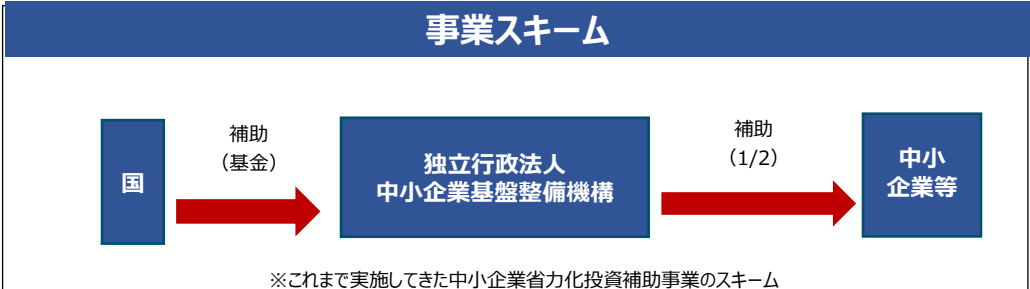
1/2

事業実施期間

交付決定日から14か月以内（採択発表日から16か月以内）

対象経費

機械装置・システム構築費、建物費、構築物費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費



新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!

公募開始時期:調整中



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



【補助事業概要】

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 補助対象者 | 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等 |
| 補助上限額 | 従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。) |
| 補助率 | 1/2 |
| 基本要件 | 中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。 |
| 補助事業期間 | 交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内) |
| 補助対象経費 | 建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費 |
| その他 | ・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。 |

【事業スキーム】



問い合わせ先

補助金事務局の決定後
掲載予定



iGrants
(ID取得)

※ 補助金制度については現在検討中であり、予告なく変更する場合があります。
※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

中小企業省力化投資補助事業 3,000億円

※中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための支援です。

カタログ注文型

一般(オーダーメイド)型

| | | |
|------------------------|------|------------------------------|
| 簡易で即効性のある省力化投資 | 特徴 | オーダーメイド性のある多様な省力化投資 |
| カタログに掲載された省力化効果のある汎用製品 | 補助対象 | 個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築 |
| 最大1500万円 | 補助上限 | 最大1億円 |
| 随時申請受付中 | 申請機会 | 公募回制 (年4回程度) |

簡易で即効性のある 省力化投資に **カタログ注文型**

補助率 **1/2** 以下

補助上限額 **最大1,500**万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



清掃ロボット



券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

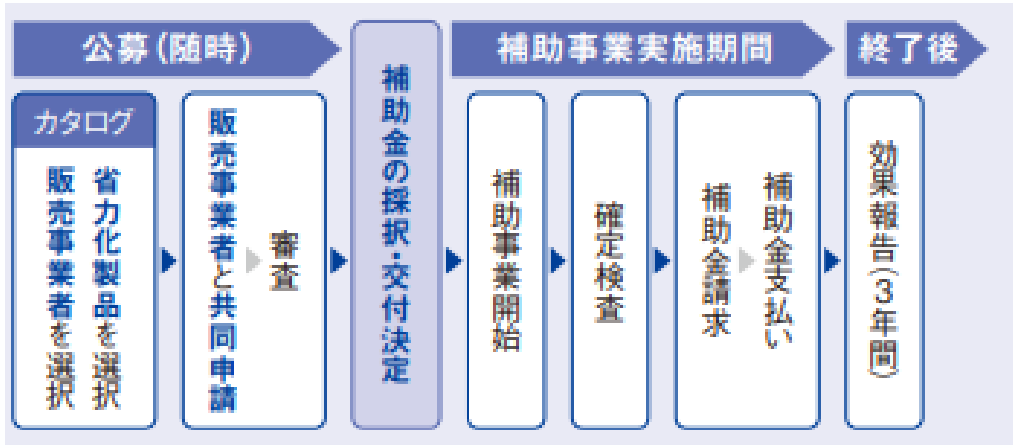
補助率・補助上限額等

| 従業員数 | 補助率 | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|-------|-----------|---------|-------------|
| 5名以下 | 1/2 以下 | 200万円 | 300万円 |
| 6~20名 | | 500万円 | 750万円 |
| 21名以上 | | 1,000万円 | 1,500万円 |

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件
 事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
 ※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

申請から事業完了までの流れ




申請受付方式

随時申請受付

補助金の活用事例

飲食業


- ホールスタッフがやっている注文・会計業務の代替として、**券売機**を導入



- **ホールスタッフが最低2名必要 → 1名でも営業が可能に**

宿泊業


- 人手で行っているロビー、廊下の清掃業務の代替として、**清掃ロボット**を導入



- **2名分の清掃業務が削減され、他の業務に専念することが可能に**

製造業（自動車・同附属品製造業）


- 従業員が倉庫から人手で運び出していた部品運搬業務を、**無人搬送車**で代替



- **従業員の残業によりカバーしていた業務が削減され、残業問題解消へ**

小売業（ガソリンスタンド）

- 事務所内ではできなかった給油許可を、SS敷地内であればどこからでもできる**タブレット型給油許可システム**を導入



- **スタッフが事務所内に常駐する必要なし**
- **車の清掃など業容拡大が見込まれる**
- **地域インフラとして24時間営業維持も可能に**

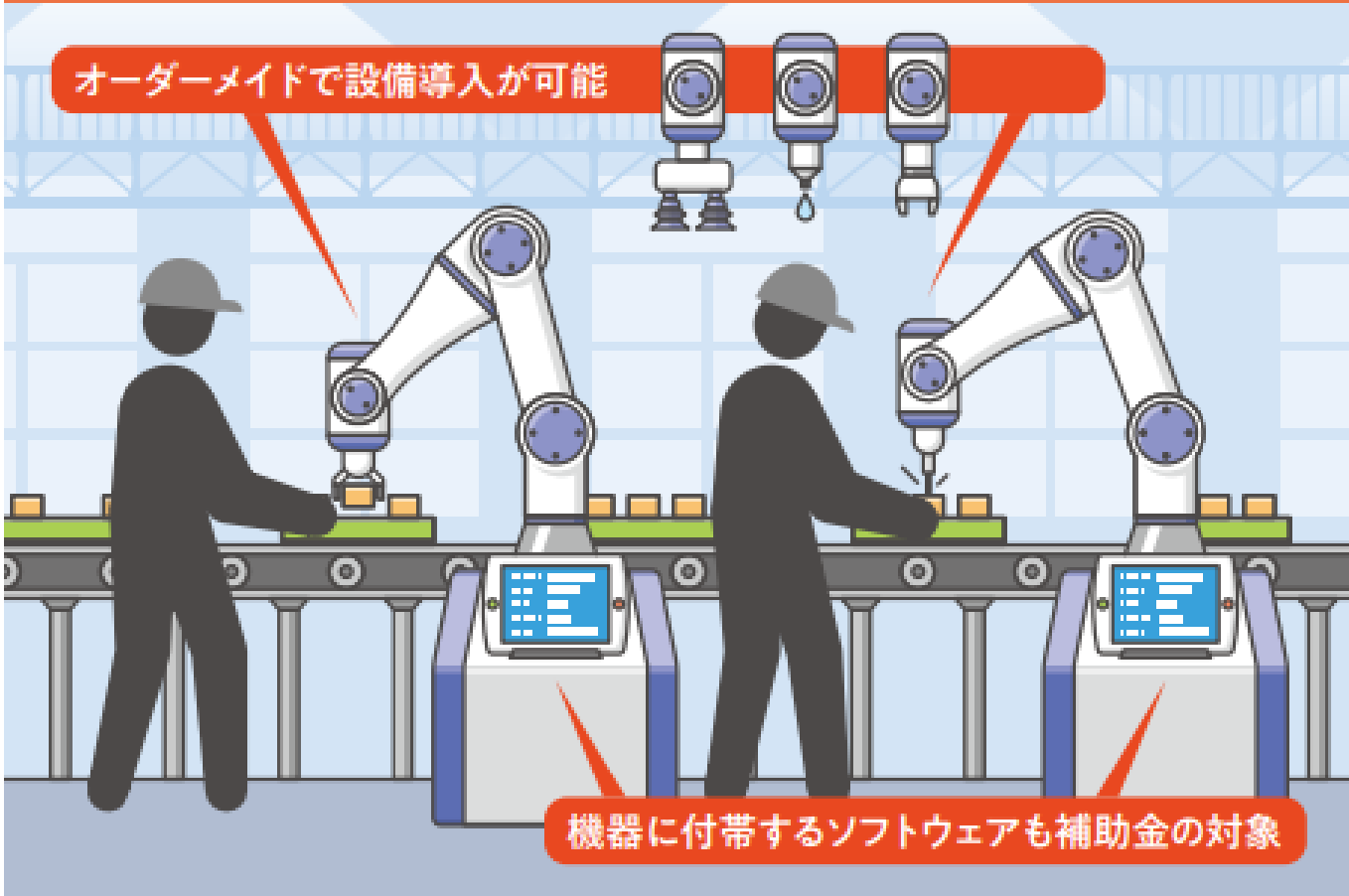
（注）活用事例は、補助事業実施計画を元に中小企業庁で記載。画像は導入製品イメージであり、実際に導入した製品とは異なる。

人手不足に悩む中小企業等の皆さまに対し、個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援。

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる **一般型 NEW!**

補助率※
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額
最大 **1億円**



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3 (小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助率・補助上限額等

| 従業員数 | 補助率※ | 補助上限額 | 大幅な賃上げを行う場合 |
|---------|----------------------|---------|-------------|
| 5名以下 | 中小企業 1/2 | 750万円 | 1,000万円 |
| 6~20名 | | 1,500万円 | 2,000万円 |
| 21~50名 | 小規模・再生 2/3 | 3,000万円 | 4,000万円 |
| 51~100名 | | 5,000万円 | 6,500万円 |
| 101名以上 | | 8,000万円 | 1億円 |

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3 (小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

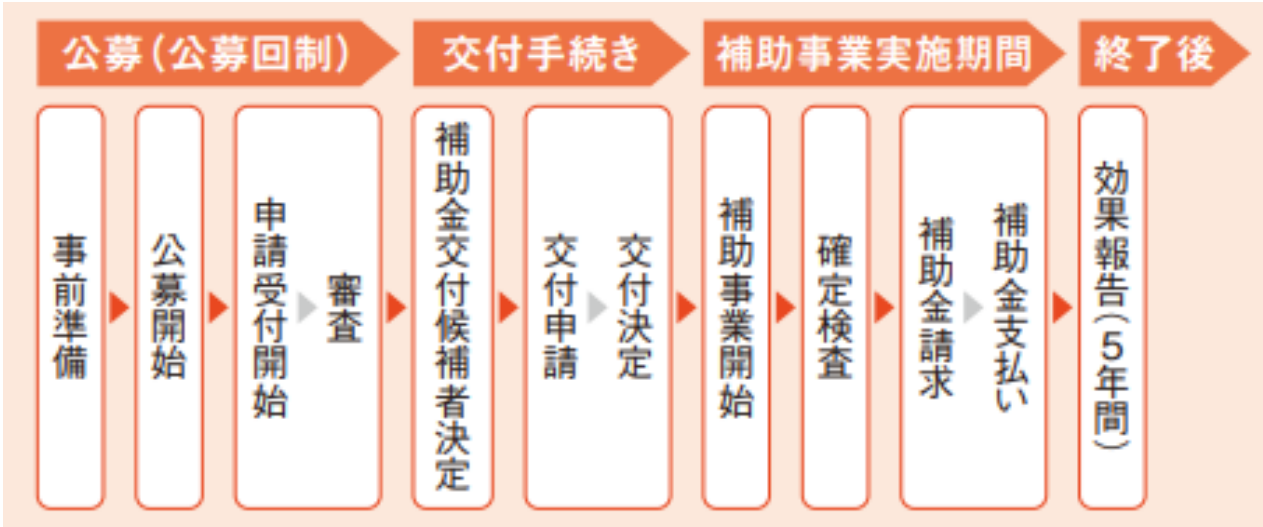
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



申請受付方式

公募回制

※公募要領は公開済

※ 3月19日申請受付開始、3月31日申請締切予定

お問い合わせ窓口

■補助事業 (カタログ注文型・一般型) コールセンター

ナビダイヤル 0570-099-660

IP電話等からのお問合せ先 03-4335-7595

受付時間: 9:30~17:30/月曜~金曜 (土日祝除く)

■カタログ登録サポートセンター

電話:03-6746-1530

受付時間: 9:30~17:30/月曜~金曜 (日祝除く)

※各都道府県にインフォメーション窓口も設置しています
(詳しくは以下の補助金HPをご確認下さい)

■補助金事務局ホームページ

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

省力化補助金説明会 開催のご案内

【オンライン開催】

■日時: **3月28日(金)**

13:00-14:50

■内容:

13:00-13:20

中小企業向け投資支援策について

13:20-14:50

人手不足に効く! 省力化投資のススメ
~中小企業省力化投資補助金(カタログ型・一般型)活用法~

■申込み:

補助金事務局ホームページ内

「全国の説明会」に申込みページがございます。

※詳細はHPでご確認下さい

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例を創設**。

| 予算額 | 令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------------------------|--|----------------|--------|----|--------------------------|--------------------|-------|--|--------------------------|--------|---|--|-----|-------------------|----------------|--------|--|--|
| 基本要件 | <p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</p> <p>② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</p> <p>③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。</p> <p>※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援内容 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>製品・サービス高付加価値化枠</th> <th>グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td>5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td> <td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2">大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td> </tr> </tbody> </table> | | | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | 概要 | 革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 | 海外事業の実施による国内の生産性向上 | 補助上限額 | 5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円） | 3,000万円（3,100万円～4,000万円） | (特例措置) | 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | 補助率 | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | (特例措置) | 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること | |
| | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | 革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化 | 海外事業の実施による国内の生産性向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助上限額 | 5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円） | 3,000万円（3,100万円～4,000万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (特例措置) | 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (特例措置) | 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | <p><共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p><グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 収益納付は求めない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



令和6年度補正予算

ものづくり 商業 サービス 生産性向上促進 補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・
最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、
- ①付加価値額の年平均成長率が3.0%以上増加
 - ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は
給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
 - ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - ④次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画を公表等」（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

| | 製品・サービス高付加価値化枠 | グローバル枠 |
|--------|--|--------------------|
| 要件 | 革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化 | 海外事業の実施による国内の生産性向上 |
| 補助上限 | 750万円～2,500万円 | 3,000万円 |
| 補助率 | 中小企業1/2、小規模・再生2/3 | 中小企業1/2、小規模2/3 |
| 補助対象経費 | <共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 | |
| その他 | 収益納付は求めません。 | |

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 (2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

事業の流れ



お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について kakunin@monohojo.info

電子申請システムについて monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は事務局HPをご覧ください

<https://www.monodukuri-hojo.jp/monodukuri.html>

ものづくり補助金

総合サイト



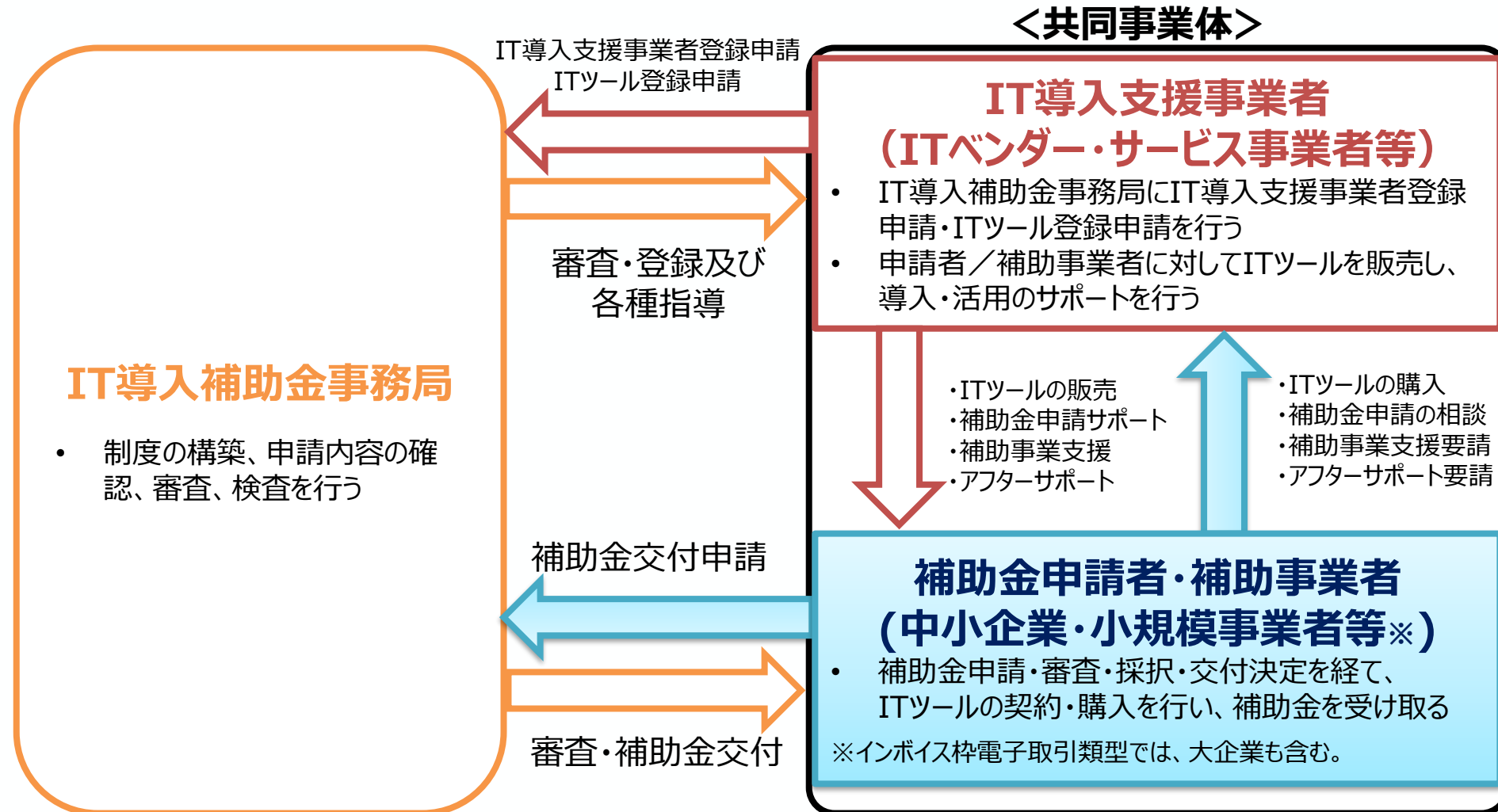
「IT導入補助金2025」の概要（令和6年度補正）

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 2025事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて**最低賃金近傍の事業者の補助率を増加**。更に、**IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”の対象化やセキュリティ対策支援を強化**。
※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

| | 通常枠 | 複数社連携 IT導入枠 | インボイス枠 | | セキュリティ 対策推進枠 |
|--------|---|---|---|------------------------------------|-------------------------------|
| | | | インボイス対応類型 | 電子取引類型 | |
| 活用イメージ | ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進 | 商店街など、複数の中小・小規模事業者で連携してITツール等を導入 | ITツール等を導入して、インボイス制度に対応 | 発注者主導でITツールを受注者に共有し、取引先のインボイス対応を促す | サイバーセキュリティ対策を進める |
| 対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化） | | | クラウド利用料（最大2年分） | サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分） |
| | 単独申請可能なツールの拡大 | | | | |
| 補助上限 | ITツールの業務プロセスが1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円 | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円 | ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円 | ～350万円 | 5万円～ 150万円 |
| 補助率 | 中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 <small>(3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した事業者)</small> | (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3 | ～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2 | 中小企業：2/3 大企業：1/2 | 中小企業：1/2 小規模事業者：2/3 |

補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」（ITツールを提供するベンダー）からのサポートを受けて申請する。



（参考）

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減**、人事担当の作業効率も大幅アップ！

インボイス枠

・**インボイス発行の作業を効率化**するため、「**会計ツール**」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

第1次交付申請受付開始日

3月31日（予定）

第1次交付申請締切日

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠

5月12日（予定）

・複数社連携IT導入枠

6月16日（予定）

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

■ 補助金事務局HP：<https://it-shien.smrj.go.jp/>

■ IT導入補助金2025 概要資料：https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r7/r6_it_summary.pdf

持続化補助金の概要

- **商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。**
- **政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。**

| | 一般型 | | | | 創業型 | 共同・協業型 | ビジネス コミュニティ型 |
|------------------|---|-----------------|---------------------------|--------------------------|--|--|--------------------------------------|
| | 通常枠 | インボイス特例 | 賃金引上げ特例 | 災害支援枠 | | | |
| 要件 | 経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者 | 免税事業者から課税事業者に転換 | 事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者 | 令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者 | 産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者 | 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援 | 商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等） |
| 補助上限 | 50万円 | 補助上限 50万円上乗せ | 補助上限 150万円上乗せ | 直接被害：200万円 間接被害：100万円 | 200万円 ※インボイス特例は適用 | 5,000万円 | 50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円 |
| 補助率 | 2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4 | | | 定額、2 / 3 | 2 / 3 | 地域振興等機関に係る経費：定額 参画事業者に係る経費：2 / 3 | 定額 |
| 対象経費 | 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など） | | | 左記に加え、車両購入費 | 通常枠同様 | ・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費 | 専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費 |
| 昨年度補正予算等からの主な変更点 | 卒業枠・後継者支援枠を廃止 | | | 令和6年奥能登豪雨を対象に追加 | | 参画事業者を「小規模事業者」に限定 | |

持続化補助金（一般型通常枠）

令和7年3月4日時点版

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円
(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3
(貸金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3 / 4)

【第17回公募スケジュール】

公募要領公開 : 2025年3月4日(火)
 申請受付開始 : 2025年5月1日(木)
 申請受付締切 : 2025年6月13日(金)

【関連融資制度】

| | | |
|----------|------------------------|--|
| 補助対象経費総額 | 自己負担 | 補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度 「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」 ◎ 限度額：2,000万円 ※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。 例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等 詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。 |
| | 持続化補助金 補助率 2 / 3 | |

事前準備から事業終了までの流れ

| 事前準備 | 公募開始～交付候補者決定 | 交付決定～補助事業実施 | 補助期間終了後～ |
|---------------------|--|---|--------------------|
| 商工会 商工会議所 へ相談 | 事業計画の作成 公募申請期間 公募受付開始 公募締切 ・事業計画審査 採択者決定 見積書等の提出 | 補助事業実施期間 交付申請・決定 補助事業開始 ・事業実施 実績報告 補助金の支払い 補助金の請求 補助額の確定 確定検査 | フォローアップ 事業化状況報告 |

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

| | |
|---------|--|
| 補助率 | 2 / 3 <small>(貸金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3 / 4)</small> |
| 補助上限 | 50万円 |
| インボイス特例 | インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50万円 を上乗せ |
| 貸金引上げ特例 | 貸金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 150万円 を上乗せ |

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 貸金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費


【活用事例①】 ※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。


【活用事例②】

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。


事務局HP :




商工会地区HP



商工会議所地区HP



G Biz ID
取得



持続化補助金（創業型）

令和7年3月4日時点版

販路開拓等に取り組む皆様へ
令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後3年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

創業後3年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、**商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援**

※従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

200万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

2 / 3

【第1回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月4日（火）

申請受付開始：2025年5月1日（木）

申請受付締切：2025年6月13日（金）

【関連融資制度】

| | | |
|----------|------------------------|---|
| 補助対象経費総額 | 自己負担 | 補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度 「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」 ○限度額：2,000万円 ※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。 詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。 |
| | 持続化補助金 補助率 2 / 3 | |

事前準備から事業終了までの流れ

| 事前準備 | 公募開始～採択者決定 | 交付決定～補助事業実施 | 補助期間終了後～ |
|--------------------------------|---|--|--------------------|
| 商工会 商工会議所 へ相談 事業計画の作成 | 公募申請期間 公募受付開始 公募締切 事業計画審査 採択者決定 見積書の提出 | 補助事業実施期間 交付申請・決定 補助事業開始 実績報告 確定検査 補助金の支払い 補助額の請求 | フォローアップ 事業化状況報告 |

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「**特定創業支援等事業による支援（※）**」を受けた日**および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。**

※当該補助金の申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

活用事例②

食品小売業を開業後1年経過。**厨房設備の導入及び店舗リニューアル**を行うことで、新規顧客獲得による売上拡大を図る。

持続化補助金（創業型）事務局HP：

GPIXID
取得

スケジュール

■ 第17回（一般型通常枠）、第1回（創業型）公募

- 公募要領（暫定版）公開 : 2025年3月4日
- 申請受付開始 : 2025年5月1日
- 申請受付締切 : 2025年6月13日17時 ※予定
- 事業支援計画書（様式4）発行の受付締切 : 2025年6月3日

事務局HP

■ 一般型通常枠

- 商工会地区 https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
- 商工会議所地区 <https://r6.jizokukahojokin.info/>

■ 創業型

- <https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

■ 一般型災害支援枠

- 商工会地区 https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/saigai/index.html
- 商工会議所地区 <https://r6.jizokukahojokin.info/ното/>

省エネ・非化石転換補助金 【国庫債務負担行為含め総額 2,375億円】
※令和6年度補正予算案額 : 600億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ (Ⅰ)、製造プロセスの電化・燃料転換 (Ⅱ)、リストから選択する機器への更新 (Ⅲ)、エネルギーマネジメントシステムの導入 (Ⅳ)** の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **Ⅰ型に中小企業投資促進枠を創設**するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

(Ⅰ) 工場・事業場型
※旧A B類型

- **工場・事業所全体で大幅な省エネを図る**取り組みに対して補助
 - 補助率 : 1/2 (中小) 1/3 (大) 等
 - 補助上限額 : 15億円 等
- ※ **中小企業投資枠等を追加**

【平釜】 **【立釜】** ※複数の釜を連結して排熱再利用

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。3年で**37.1%の省エネ**を実現予定。

(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
 - 補助率 : 1/2
 - 補助上限額 : 3億円 等
- ※ **中小企業のみ工事費を補助対象に追加**

【キュボラ式】 ※コークスを使用 **【誘導加熱式】** ※電気を使用

(Ⅲ) 設備単位型
※旧C類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
 - 補助率 : 1/3
 - 補助上限額 : 1億円
- ※ **省エネ要件を追加**

【業務用給湯器】 **【高効率空調】** **【産業用モータ】**

(Ⅳ) EMS型

- **EMSの導入を補助**
 - 補助率 : 1/2 (中小) 1/3 (大)
 - 補助上限額 : 1億円
- ※ **省エネ要件を見直し**

【見える化システムによるロス検出】 **【AIによる省エネ最適運転】**

【参考】前年からの変更点 (I型：工場・事業場型)

- 工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、省エネ効果の高い特定の設備（指定設備）の組み合わせによる事業所等全体での取組を補助対象に追加。
- また、中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「中小企業投資促進枠」を創設。

| 事業区分 | | (I) 工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～ | | |
|--------|------|---|--|--|
| | | 先進枠 | 一般枠 | 中小企業投資促進枠 変更② |
| 補助対象 | | 先進設備・システム 変更① | オーダーメイド設備又は指定設備 | |
| 省エネ要件 | | ①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上 | ①10%以上 ②700kl以上 ③7%以上 | ①7%以上 ②500kl以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより 目標・計画の作成・公表が必要 (目標は一般枠の効果) |
| 投資回収要件 | | ・投資回収年数が5年以上であること | | ・投資回収年数が3年以上であること |
| 補助率 | 大企業 | 1/2 | 1/3 ※投資回収年数が7年未満の事業は1/4 | — |
| | 中小企業 | 2/3 | 1/2 ※投資回収年数が7年未満の事業は1/3 | 1/2 ※投資回収年数が5年未満の事業は1/3 |
| 補助金限度額 | 大企業 | 上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業もしくは連携事業の場合は30億円 | 上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円) | — |
| | 中小企業 | 上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業もしくは連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円) | 上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円) | 上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円) |

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

【参考】前年からの変更点 (Ⅱ型 : 電化・脱炭素燃转型)

- 燃料転換のための設備更新について、既存設備と配管の取り回しや設置方法が異なることで工事費用が高額となることを踏まえ、負担増の影響を受けやすい**中小企業について工事費用も補助対象**とする。
- また、**ヒートポンプなどについて、更新前設備との併用を認める**。

| 事業区分 | (Ⅱ) 電化・脱炭素燃转型 ～電化・低炭素な燃料への転換を伴う設備等への更新を支援～ |
|--------|--|
| 補助対象 | 化石燃料から電気への転換及びより低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新 |
| 補助対象経費 | <p>変更</p> <p>工事費・設備費 (電化の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業に限る ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める (ただし併用する場合であっても、将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことを求める)</p> |
| 補助率 | 1/2 |
| 補助金限度額 | 上限 : 3億円 (電化の場合は5億円) |

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者(特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

【参考】前年からの変更点 (Ⅲ型：設備単位型、Ⅳ型：エネルギー需要最適化型)

- Ⅲ型について、高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、**省エネ要件を追加**。
- Ⅳ型について、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、GX・DXを加速する事業者を支援する観点から、**従来の要件を見直す**。

| 事業区分 | (Ⅲ) 設備単位型 ～指定設備への更新～ |
|--------|--|
| 補助対象 | 省エネ効果の高い特定の設備 (指定設備) への更新 |
| 省エネ要件 | 変更① ①～③のいずれかの要件を満たすこと ①省エネ率：10%以上 ②省エネ量：1kl以上 ③経費当たり省エネ量：1kl/千万円 |
| 補助対象経費 | 設備費 |
| 補助率 | 1/3 |
| 補助金限度額 | 上限：1億円 |
| その他の要件 | 変更② ・省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者 (特定事業者等以外の事業者) については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること (指定するフォーマットで作成) |

| 事業区分 | (Ⅳ) エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～ |
|--------|---|
| 補助対象 | ・効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステム (指定EMS) を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 変更① |
| 省エネ要件 | ・指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。 ・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表 (2%改善を目安) ・EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約 (補助対象外) を結ぶこと ※従来の省エネ効果2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない |
| 補助対象経費 | 設計費・工事費・設備費 |
| 補助率 | 大企業 1/3 中小企業 1/2 |
| 補助金限度額 | 変更② 上限：1億円 下限：30万円 (100万円から引き下げ) |

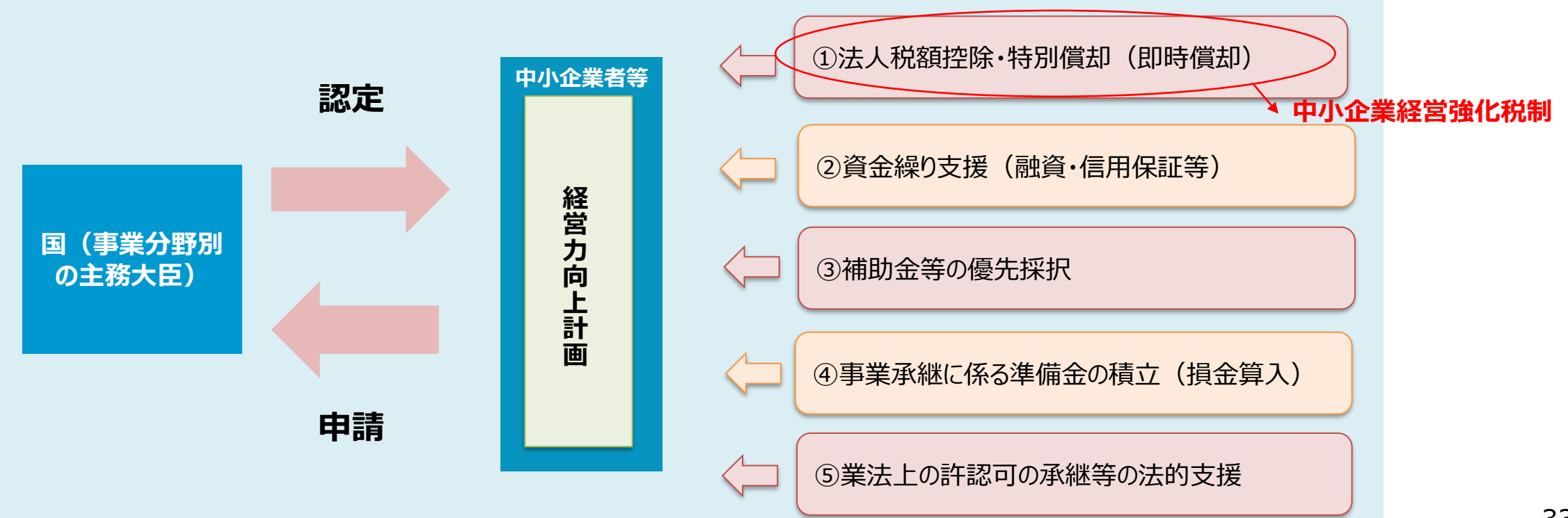
※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者 (特定事業者等) は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

経営力向上計画とは

概要と目的

- 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資による生産性向上など、自社の経営力を向上するため実施する計画を策定し、「経営力向上計画」として国の認定を受けることができます。
- 「経営力向上計画」を認定された事業者は、税制措置や政府系金融機関による金融支援等を受けることが可能となります。

申請の流れと支援措置



(出典) [中小企業庁HP](#)

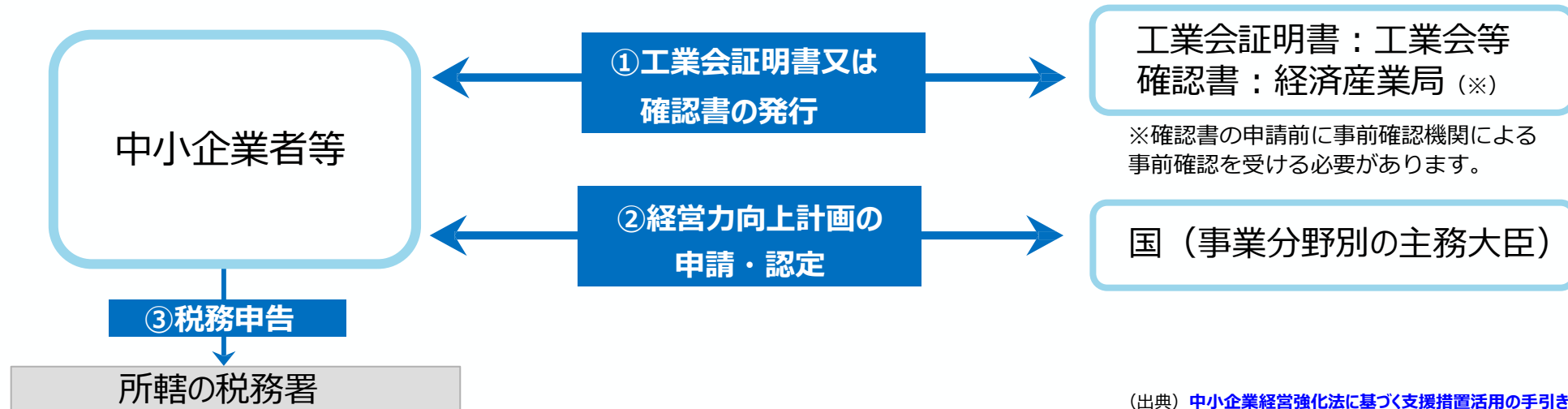
【中小企業経営強化税制 概要】

・青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**特別償却**又は**税額控除**を選択適用することができます。

※1 詳細は、[中小企業経営強化法に基づく支援措置活用の手引きP3](#) をご確認ください。

【中小企業経営強化税制 適用の流れ】

- ① 導入する設備が各類型の要件を満たしていることについて**工業会証明書又は経済産業局確認書の交付**を受けます。
- ② **①で取得した必要書類を添付の上、経営力向上計画を事業分野別の主務大臣に申請**します。認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付されます。
- ③ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、**税法上の要件を満たす場合には税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。** ※税務申告に際しては、②の経営力向上計画及び計画認定書（いずれも写し）を添付してください。



(出典) [中小企業経営強化法に基づく支援措置活用の手引き](#)

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。** (令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

| 類型 | 要件 | 確認者 | 対象設備 | その他要件 |
|-------------------|--|-------|---|---|
| 生産性向上設備 (A類型) | 生産性 [※] が旧モデル比平均1%以上向上する設備 <small>※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか</small> | 工業会等 | 機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) <small>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等 |
| 収益力強化設備 (B類型) | 投資利益率 [※] が年平均7%以上の投資計画に係る設備 <small>※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる</small> | 経済産業局 | 器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上) | |
| 経営資源集約化設備 (D類型) | 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備 | | ソフトウェア (70万円以上) <small>(A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)</small> | |
| 経営規模拡大設備 (B類型の拡充) | <ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 <small>※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。</small> | | <ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置 (160万円以上) ● 工具 (30万円以上) ● 器具備品 (30万円以上) ● ソフトウェア (70万円以上) ● 建物及びその附属設備 (1,000万円以上) <small>(生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る)</small> <small>※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円</small> | |

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品 (医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業 (主要な事業であるものを除く。) の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

(出典) 令和7年度(2025年度) 経済産業関係 税制改正について

令和7年度税制改正により、暗号資産マイニング業が対象外に

経営力向上計画についてのご質問

経営力向上計画に係る認定申請書は、計画で取り組む事業分野の所管省庁に提出してください

※申請に係るご質問も提出先の省庁にお問い合わせください

※申請先省庁・問い合わせ先が不明の場合は「[事業分野と提出先 \(中小企業庁\)](#)」をご確認ください

※近畿経済産業局を提出先とする経営力向上計画の申請書作成にあたってのご質問

近畿経済産業局 産業部 創業・経営支援課 経営力向上室

TEL : 06-6966-6036 (平日9:30~11:30、13:30~16:30) / [近畿経済産業局のホームページ](#)はこちら

税制措置についてのご質問

中小企業税制サポートセンター

TEL : 03-6281-9821 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)

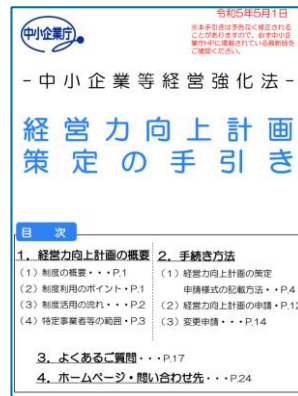
中小企業庁 事業環境部 財務課 (「事業承継等」について)

TEL : 03-3501-5803 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)

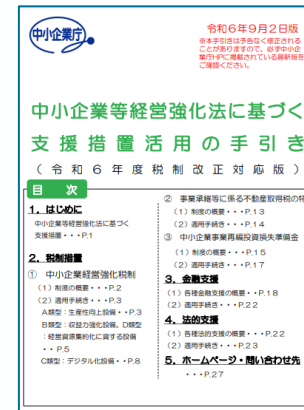
参考資料



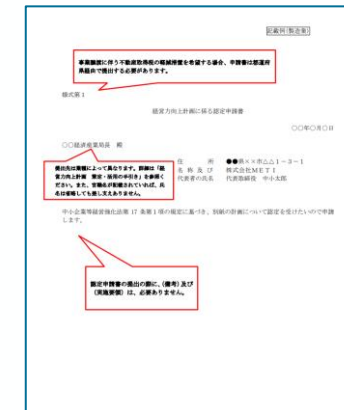
[中小企業庁ホームページ \(経営力向上支援\)](#)



[経営力向上計画策定の手引き](#)



[税制措置・金融支援活用の手引き](#)



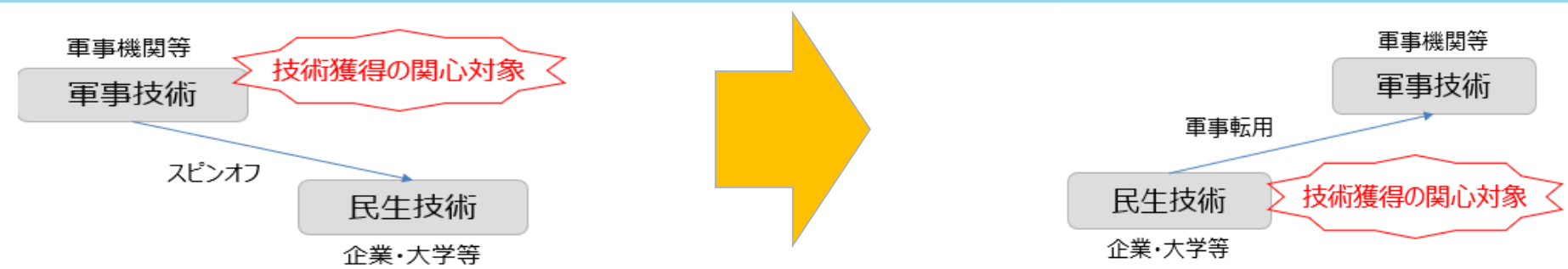
[経営力向上計画記載例 \(中小企業庁\)](#)

経済安全保障の観点からの技術流出対策について

- 近年、国際関係において地政学的競争が激化。国家安全保障の対象は、経済等まで拡大。
- 国家安全保障上の主要な目的の一つは、主権と独立、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続けること。目的達成のために、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力を主な要素とする「総合的な国力」を用いた、戦略的なアプローチが必要。
- 経済的手段を用いた脅威の存在を踏まえ、自律性、優位性、不可欠性の確保等に向けた措置を講じ、平和、安全、繁栄等の国益を確保する経済安全保障政策の推進が重要に。

○民生技術への関心の高まりと経済安全保障の重要性

- 従来、軍事技術 = 先端技術であり、国家により開発された先端的な軍事技術が、民生技術にスピノフされるという構図。
- 近年、研究開発は民間投資が主導。先端分野の多くで民生技術が先行しており、民生技術と軍事技術の垣根もなくなりつつある。
- 自立性や不可欠性基盤は、民間の優れた技術。ゆえに狙われている。



経済安全保障に関する産業・技術基盤の強化 (基本的考え方)

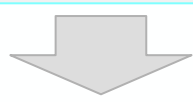
1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 現下の地政学的な変化、破壊的な技術革新の中、**各国は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策強化**
- **技術力をてこに、資源制約を乗り越え、経常収支バランスを確保してきた我が国において、今こそ取組強化が重要**



2. **経済安全保障推進法の成立 (2022年5月)** : 平和と安全、経済的な繁栄等に向け、自律性の向上、優位性・不可欠性の確保に資する取組を法制化

- ① サプライチェーン強靱化
- ② 経済安全保障重要技術育成プログラム
- ③ 基幹インフラの事前届出制度
- ④ 特許出願非公開制度



3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定

- **産業支援策**及び**産業防衛策**を**有機的に組み合わせ (Run Faster戦略)**ながら、**同志国・地域**とも協力し、**官民連携**で、**具体的取組を実施するためにアクションプラン**を整理、提示。

1 産業支援策

- ◆ 設備投資支援
- ◆ 研究開発支援 等

2 産業防衛策

- ◆ 輸出管理 (含む装備移転三原則)
- ◆ 投資管理 (審査補強を検討中) 等

**3 国際枠組みの構築
産業界との対話**

- ◆ 日米経済版「2 + 2」
- ◆ G7 等

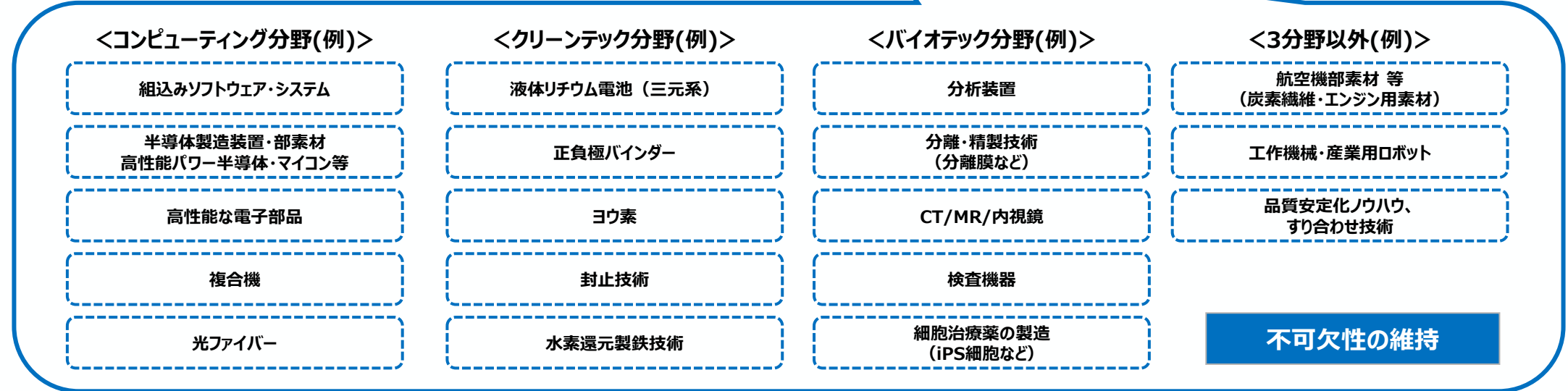
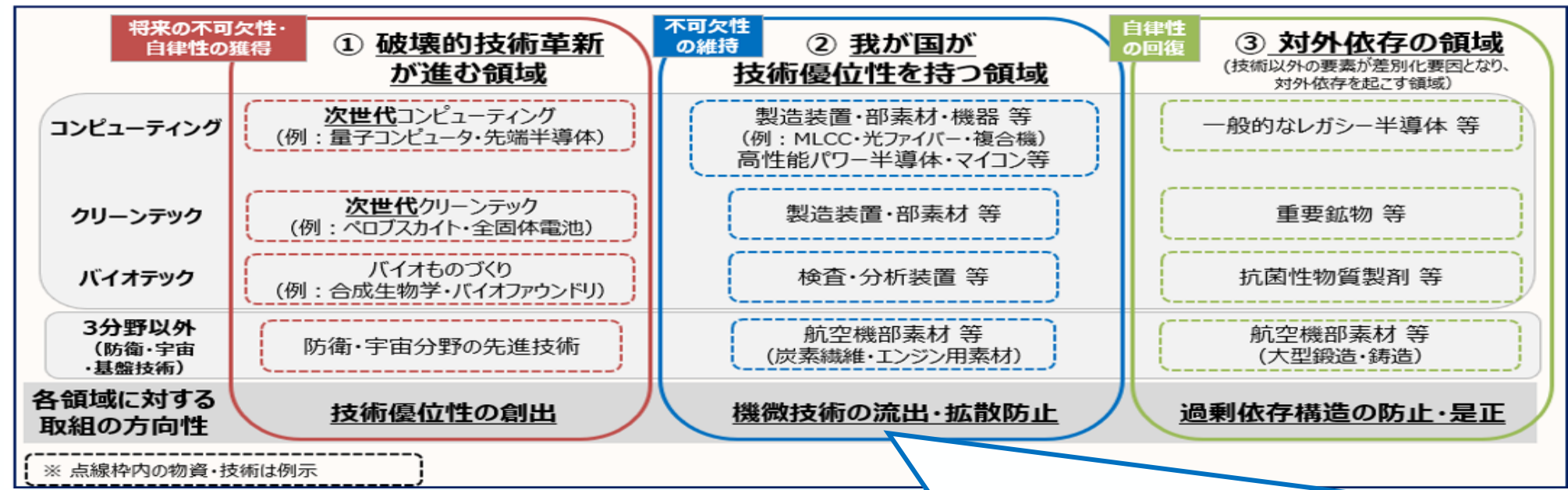
**2024年7月に新たに「貿易経済安全保障局」を設置し、司令塔として、上記施策を総合的に推進
その基盤として、経済インテリジェンスと情報保全 (セキュリティ・クリアランス) を強化**

<貿易経済安全保障局のミッション>

国際ルール形成を主導し、世界のテクノロジーサプライチェーンの中核となる日本を創る。

経済安全保障の観点から重視すべき物資・技術の整理

＜経済安全保障の観点から重視すべき物資・技術の整理＞



※経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン改訂版 より編集

技術力を持つスタートアップ企業や中小企業の皆様



巧妙化する技術流出に備えましょう!



技術流出は、非合法的な手法によってのみ生じるものではありません。流出の経路は多様化しており、その手法も巧妙化しています。日常的な経済活動のなかに、意図せざる技術流出のリスクが潜んでいることを認識し、取り組める対策から着手していく必要があります。例えば、以下の経路に対する準備は万全ですか？

海外技術移転に伴う流出

! 海外の製造委託先や業務提携先等から技術流出するケース

現地での技術指導 → 指導先が類似品を販売

対応策

- ☞ コア技術は秘匿
- ☞ 契約条項は慎重に

海外からの資金調達

! 海外企業からの融資の見返りに技術提供を求められたケース

業績悪化のため融資の受入れ → 交換条件として技術提供を迫られる

対応策

- ☞ 弁護士への相談
- ☞ 金融機関等と協議

人を通じた流出

! 従業員等(正社員に限らない)が引き抜かれて技術流出するケース

製造工程を全て把握 → 海外企業に転職し、類似製品を開発

対応策

- ☞ 製造工程の細分化
- ☞ キーパーソンの厚遇

共同研究に伴う流出

! 共同研究先の企業や大学から流出するケース

国内取引先への提供

! 国内の製造委託先の管理が不十分なために技術流出するケース

サイバー攻撃

! サイバー攻撃等により情報流出するケース

経済安全保障上の課題への対応「民間ベストプラクティス集」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/best_practice2.0.pdf

【お問合せ先】 近畿経済産業局国際部通商課 bzl-kinki-tsusho@meti.go.jp





必ずチェック!
最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

大阪府 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

1,114円

前年比
50円UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



「最低賃金制度」は、
働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)
を保障する制度のことです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

最低賃金との比較方法(計算方法)について

| | |
|----------------|---|
| ① 時間給の場合 | 時間給 ≥ 最低賃金額 |
| ② 日給制の場合 | 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 |
| ③ 月給制の場合 | 月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 |
| ④ 出来高給(請負給)の場合 | 賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額 ÷ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≥ 最低賃金額 |
| ①～④が混在 | 各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 ≥ 最低賃金額 |

中小企業事業者の皆さんへ

賃金上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター ☎ 0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金
支給までの
流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

●社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します!



賃金引上げ特設ページ

●賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ

